

平成 25 年～26 年度
第二期「緊急課題」検討プロジェクト会議
中間報告書

平成 26 年 8 月

滋賀県障害者自立支援協議会

はじめに

滋賀県障害者自立支援協議会では、発足当初から組織として研究部会を位置づけており、全県的な課題に対しての協議・検討をプロジェクト会議として実施してきた。日常に相談支援の現場や地域自立支援協議会において、課題に直面している相談員を中心に構成し、現場のリアリティを重視し課題を整理してきた経過がある。

取り組み方法としては、相談支援事業ネットワーク部会各分野会議において、各地域における相談現場からの課題を整理・検討の上、優先度の高い課題を抽出し、その内容をベースにプロジェクト会議において協議してきた。

今回のプロジェクト会議中間報告は平成26年1月第1回開催から、8月第8回まで協議・検討した結果を、中間報告としてまとめたものである。今後さらに今回の報告を精査し、より具体的な提案も含め、最終提言につなげていく予定である。

現在、県においては、障害者プランを策定されており、今回の中間報告の内容がプランに反映されることを期待している。

なお、具体的提案まで検討が進んだ項目に関しては提言として示している。一方で課題の整理までにとどまり具体的提案までの検討が進んでいないモノについては課題の整理状況を示している。

平成26年8月 滋賀県障害者自立支援協議会
課題検討プロジェクト会議メンバー一同

平成25～26年度研究部会プロジェクト会議 検討委員

氏名	所属	備考
田村和宏	前びわこ学園障害者支援センター	元委員会委員
引山功太	湖北地域しうがい者相談センター ほっとステーション	身体障害分野部会
浦田等流	甲賀地域ネット相談サポートセンター	知的障害分野部会
種村直典	地域生活支援センター「アシスの郷」	精神障害分野部会
加藤一貴	働き・暮らしコトー支援センター	就労部会
越野 緑	大津市立やまびこ総合支援センター内 生活支援センター	地域自立支援協議会ネットワーク部会

【1】 精神障害分野

■ 「退院後の住まいの場の確保」～公営住宅の活用～

1. 単身生活体験の場の確保（提言）

病院からの退院時に家族や単身で生活するための生活訓練ができる中間施設（訓練施設）が県内に非常に少なく、いきなり地域での単身生活をせざるを得ない場合も少なくないため、精神障害のある人が感じる不安は大きい。特に、退院直後の夜間の支援体制が整っていることが、その後の単身生活の継続に多大な影響を与えることはこれまでの支援から明らかである。それに対して支援体制のある既存のグループホームを自立訓練の場として活用したいところだが、グループホーム自体の数が少なく経営も厳しい中、自立訓練用の居室を確保することができない状況にある。

そのような現状から、県による公営住宅の借り上げにより、単身生活の体験の場を確保することが望まれる。さらに県の強いリードにより「あんしん賃貸支援事業」制度が多くの不動産業者に周知され、住まいの場が確保されることが望まれる。具体的には、障害のある人の地域生活に寄与した不動産業者を表彰する等も検討頂きたい。

2. 公的保証人制度の導入（提言）

長期入院患者の中には家族関係が希薄化していたり家族が既に亡くなっている人も多く、単身生活を始めるための賃貸契約の際に保証人が見つからないことが地域生活移行への障害となっている人もいる。そのため保証人の担い手を何らかの形で確保する必要がある。保証人の担い手となる民間会社等もあるが、審査等が厳しく障害のある人にとっては利用しにくい資源となっている。そのため、公的な制度による保証人の確保を可能とする公的保証人制度の創設を求める。

公的保証人制度の具体策として、県より圏域ごとに100万円ずつの基金出資をお願いしたい。その出資金を基に受託先の法人（例：成年後見サポートセンター、市町社会福祉協議会等）が保証人になることにより、個人保証人に比べ“個”に対する負担は少なくなり、不動産業者からの信頼も高まると考えられる。

また、この公的保証人制度利用の要件として、利用者本人への相談支援や居宅介護支援等の体制が整っていることを定めることとする。それにより利用者の異変や家賃滞納にも気づきやすく、早期発見・早期対応ができることから、家賃保証等のリスクを最小限に抑えることができると考えられる。なお、利用者にも契約時に一定の会費を支払ってもらうことも検討したい。

3. 緊急連絡先の記載要件の緩和（提言）

単身生活を始めるには、保証人の他、緊急連絡先の確保が大きな課題としてあげられる。不動産業者側は、死亡や事故、急病、トラブル（部屋が水浸し等）発生時に誰が対応してくれるのか、不明なことが一番の不安材料のようである。実際、家賃や公共料金の滞納時にも緊急連絡先に連絡が入ることがあるが、内容は料金支払い要求ではなく、その旨を本人に伝えて欲しいという程度のものである。

現状として、相談支援事業者が緊急連絡先に指定されていることが多く、先の記述内容のような連絡に対しては、通常の業務範囲内での対応が可能である。しかし緊急連絡先に事業所名に加えて、相談支援担当者個人の氏名や生年月日までの記載を求める業者があり、そのことが相談員の負担になっている。この状況に対して、不動産業者へ県より「担当者の個人情報の記載要求自粛」を求める旨の通知を発行されることが望まれる。

【2】 知的障害・重症心身障害分野

■ 「虐待防止センターと相談支援事業所の役割の整理」

1. 虐待対応フローの検証（課題整理）

各市町において虐待通報受付～初動までの仕組みおよびその後の対応に関するフローが作成されている。しかしながら個別の虐待への対応を示した虐待対応計画がほとんど作成されず通常の相談支援におけるサービス等利用計画と混同されてしまっている状況がある等、虐待対応フローが国、県の示す指針に則して活用されていない現状がある。

虐待対応において、虐待防止センターがどのような役割を担い、どのような状況に対して相談支援事業者が関わる必要性が出てくるのか、さらにはその後の連携方法などについて、行政が協力を求める相談支援事業者に周知し、相互理解することが必要である。

各機関がそれぞれの役割を適切に担うことが虐待事案への早期対応につながる。そして、より適切な対応を目指すためには、実際の対応方法や内容について検証を行うことによる課題の明確化が必要となる。しかしながら、各市町では対応検証の場が設けられてない実情がある。そのため早急に虐待対応の検証の場を設けることが望まれる。

2. アドバイザーの確保（提言）

虐待認定が明確にされなければ、その後の対応も不十分になる。虐待通報数と認定数に大きな開きがあることは、虐待認定の仕組みに何らかの課題があることの表れであると考える。虐待への判断力強化と判断基準の明確化が、その後の的確な対応や支援につながる。また、虐待認定には専門的かつ客観的な判断が必要となることから、行政外部の専門職(弁護士等)アドバイザーの確保が望まれる。その後の段階においてもアドバイザーからの助言の必要性は高い。

しかしながら、外部委員確保のための予算上の問題などから、積極的に確保できていない市町も多いのが現状である。

施行後2年を過ぎたところであるが体制整備が進めない状況にあるため、本来市町が直接的にアドバイザーと契約を交わすところを、3年間の期間限定で支援ネットと県が委託契約を行い、各市町に派遣できるようになることを望む。

【3】 身体障害分野

■ 「24時間対応サービスの基盤整理」

1. ハード整備を伴った中間生活の場の確保（課題整理）

身体障害のある人の地域移行が進まない現状の背景には、生活の場が施設か自宅しかないという選択肢の少なさがある。身体障害者用のグループホームやアパート等の中間の居住形態を整備し、生活の場の選択肢が増えることが望まれる。しかしながら、車いす等へのバリアフリー対応などハード整備の困難さから整備が困難な状況にある。

2. 24時間対応の支援サービスの確保（課題整理）

地域生活を支えるためには、24時間対応のサービスが必要不可欠である。現状の在宅生活者は多くの介護支援を家族に頼っている状況である。特に夜間や早朝等のサービスは不足しており、家族への過剰な介護負担や、本人の自己決定を優先できない状況も常態化している。

この状況に対してホームヘルプや訪問看護等のサービスが24時間いつでも提供されることが求められるが、サービス提供事業者の不足が大きな課題となっている。

3. 人材確保（課題整理）

上記2.と関連して、サービスを提供する仕組みができるても、そこで働く人材が確保できなければ、身体障害のある人にサービスを届けることはできない。介護サービス提供事業者が夜間・深夜・早朝の支援を提供できる人材の確保できるよう、現状の報酬への加算等を実施することによる事業運営を支援することが望まれる。また、分野・時間帯に関わらず福祉人材の確保が困難な状況から、県として人材確保の方策が望まれる。

【4】 就労分野

■ 「教育と福祉による支援プロセスの共有」

1. 普通高校における雇用・福祉との連携（課題整理）

障害がある人へライフステージに一貫した支援を行う場合において、進学や就職時における学校同士の支援や配慮の必要性に関する引き継ぎが重要であることは言うまでもない。特別支援学級から特別支援学校等への引き継ぎや特別支援学校から就労先への引き継ぎはシステム化されスムーズに行われるようになっている。

しかしながら、普通高校を卒業する障害のある人が福祉的な就労をしたり、一般就労したりする場合に、学校から働き暮らし応援センター等の就労支援機関に引き継ぎがスムーズに行えていない現状がある。その結果、離職後であったり、離職の可能性が高まった時に就労先から相談がくる等の状況がある。

切れ目のない支援のためには、教育と雇用・福祉が一体となって、生徒を支援することが必要であるため、教育機関で作成する個別の教育支援計画作成に相談支援事業者が協力したり、支援者間で相談支援事業者が作成するサービス等利用計画が共有される場面設定等、日常的に連携関係の構築ができる機会づくり等が望まれる。